

医療法人大植会における医療安全管理に関する指針

1 医療安全管理に関する基本的な考え方

患者にとって安全性の高い、質の良い医療を提供していくためには、医療人としての職業倫理観をもつこと、患者との信頼関係を構築することが必要である。当法人は、人間の尊い生命をあずかる立場であることを常に認識し、生命を脅かすあらゆる事象に対して、組織的に防止・改善に取り組むものである。

2 医療安全のための体制に関する基本事項

当法人の医療安全管理に関する基本的な考え方に則って、安全管理体制・組織を次のとおりとする。

まず、医療安全管理室が法人の医療安全管理を統括する部門である。また、医療安全関連の委員会について、安全対策委員会が各委員会を統括する。医療安全に関する各委員会は以下のとおりとする。

(参照：医療安全関連各委員会体制図)

- | | |
|----------------|------------|
| ・ リスクマネジメント委員会 | 医療現場の安全管理 |
| ・ 感染対策委員会 | 院内の感染対策 |
| ・ 薬事審議委員会 | 医薬品等の安全管理 |
| ・ 施設・設備管理委員会 | 医療機器等の安全管理 |

(下部組織として医療ガス安全管理委員会を設ける)

医療安全管理室と安全対策委員会が連携して医療安全管理の体制を構築する。(参照：医療安全管理体制図)

3 医療安全管理のための職員研修・教育に関する基本方針

医療安全管理のための基本的事項の周知徹底を図るため院内職員研修を定期的に行う。また、医療安全管理室及び医療安全各委員会が連携・協力して職員研修を計画・実施する。

4 医療安全管理における改善方策に関する基本方針

医療安全管理室が、各部門における医療安全対策の実施状況を把握・分析し、医療安全確保のために必要な業務改善等の対策を推進する。

5 医療事故等発生時の対応に関する基本方針

患者に何らかの事故等が発生した場合には、可能な限りの救急処置をおこない、医師・看護師等の連携の下、救命・治療に全力を注ぐ。

また、院内連絡体制として、所属長・部門長・医療安全管理室・各関連委員会・安全対策委員会等へ報告する（有事発生時の体制概念図参照）。

6 医療安全管理指針の閲覧に関する基本方針

本方針は患者等から閲覧の求めがあった場合には、これに応じるものとする。

7 患者からの相談への対応

患者からの相談に対しては、全職員が初期的対応（聞く姿勢が基本。患者からの相談・訴え等を可能な限り詳細に確認）を取れるよう徹底するとともに、有事発生時の体制概念図を参照とすること。なお、対応者は必要に応じ、上司・所属長・主治医・関係職員等へ内容を報告・相談する。

8 その他医療安全の推進のために必要な基本方針

本指針は病院長、医療安全管理室、安全対策委員会等を通じて、全職員に周知徹底する。また、医療安全管理室及び安全対策委員会は必要に応じて本指針の見直しを議事として取り上げ、検討するものとする。

附 則

この指針は平成17年12月 1日から実施する

この指針は平成19年 4月 1日から実施する

この指針は平成20年 4月 1日から実施する

この指針は平成25年 7月 1日から実施する

この指針は平成28年 4月 1日から実施する

この指針は平成30年 8月20日から実施する

この指針は令和 2年 4月20日から実施する